

令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施結果

都道府県名	熊本県	青少年行政主管課(室)名	くらしの安全推進課
最重点・重点課題	取組内容		備考
<p>最重点課題 SNS利用に係る子供の性被害等の防止</p>	<p>広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発チラシの作成、配布(県) <p>配布期間：7月中 作成数：11万枚 配布先：県内の携帯電話販売店(110店)、高等学校(108校)、大型スーパー(5店)</p> <p>各携帯電話販売店：各店舗500枚(計5万5千枚)配布 各高等学校：各生徒1枚(計5万2千枚)配布 県内大型スーパー：各店舗14枚(計70枚)配布 県内小中学校：県教育委員会へデータ(チラシ)を送信して各児童、生徒へ配布を依頼</p> <p>予算：28万2千円(県費)</p> <p>内容：フィルタリング普及啓発及び家庭でのルールづくり(児童生徒のためのくまもと携帯電話・スマートフォンの利用5箇条)の内容を掲載したチラシを作成して配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報(荒尾市、玉東町、宇土市、山都町、水俣市、津奈木町、山江村、あさぎり町) ・インターネット安全利用に係る子供の性被害防止に関するリーフレット、チラシ等の配布(合志市、阿蘇市、水俣市、津奈木町、苓北町) ・一の宮小学校における情報モラル教室の実施(阿蘇市) ・町内ケーブルテレビの文字放送による広報(南小国町) 		
<p>重点課題1 有害環境への適切な対応</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報(荒尾市、山都町、山江村、あさぎり町)【再掲】 <p>○立入、実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づくコンビニエンスストア等への立入調査(県) ・有害図書自動販売機、白ポストの点検(荒尾市) ・有害図書の回収(玉名市) 		
<p>重点課題2 薬物乱用対策の推進</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報(荒尾市、宇土市、山都町)【再掲】 ・薬物乱用防止パンフレットの配布(山江村、あさぎり町) 		
<p>重点課題3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報(荒尾市、山都町、津奈木町、あさぎり町)【再掲】 ・無線放送による呼びかけ(南小国町、小国町、宇土市) <p>○会議、研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会の実施(阿蘇市) <p>○補導活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導、パトロール活動(熊本市、荒尾市、玉名市、玉東町、合志市、菊陽町、阿蘇市、南小国町、美里町、嘉島町、水俣市、山江村) <p>○相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年相談(荒尾市) 		

<p>重点課題4 再非行（犯罪）の防止</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報（荒尾市、玉東町、山都町、あさぎり町）【再掲】 ・ラジオ放送による広報（荒尾市） ・社会を明るくする運動啓発グッズ、チラシの配布（玉名市、小国町、南小国町） ・社会を明るくする運動啓発のぼり旗の設置（小国町、南小国町） <p>○相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年相談（荒尾市）【再掲】 	
<p>重点課題5 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の広報誌、ホームページによる広報（荒尾市、山都町、あさぎり町）【再掲】 ・ラジオ放送による広報（荒尾市）【再掲】 ・相談窓口の周知活動（阿蘇市、宇土市） <p>○相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年相談（荒尾市）【再掲】 ・子どもの人権110番（美里町） 	

各区分に重複する取組内容については、【再掲】と表示して記載すること。

最重点課題「SNS利用に係る子供の性被害等の防止」の取組については、内容を簡記すること。各項目の取組は必須ではなく、各自治体において実情に応じた効果的な取組を行うこと。